

大田市告示第 170 号

大田市新型コロナウイルス感染症防止臨時休業時特別開所補助金交付要綱（令和 4 年大田市告示第 9 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 1 1 月 2 日

大田市長 楫野弘和

第 4 条を次のように改める。

（補助金の交付額）

第 4 条 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。

ア 別表の事業区分ごとに、基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額（1 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。）を選定する。

イ アにより選定された額を合計した額を交付額とする。

2 補助金の交付額は、予算の範囲内とする。

別表を次のように改める。

別表（第 4 条関係）

事業区分	基準額	対象経費
(1) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別開所支援事業	1 支援の単位当たり 日額 11,000 円	臨時休業期間中の開所に要する経費
(2) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別開所人材確保支援事業	1 支援の単位当たり 日額 21,000 円	臨時休業期間中の開所のための人材確保等に要する経費
(3) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時障害児受入推進事業	1 支援の単位当たり 日額 6,000 円	臨時休業期間中の開所において、障がい児を受け入れる場合に、必要な専門的知識等を有

		する者の配置に要する経費
(4) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時障害児受入強化推進事業	1 支援の単位当たり 日額 6, 0 0 0 円	臨時休業期間中の開所において、障がい児を 3 人以上受け入れる場合に、(3)に加えて、必要な専門的知識等を有する者の配置に要する経費

附 則

この告示は、令和 4 年 1 1 月 2 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。